

# 大潟村議会 議会改革調査特別委員会

## 議員定数及び議員報酬に関する中間報告

### 1. はじめに

本報告書は、議会改革調査特別委員会において検討を進めている「議員定数」及び「議員報酬」について、これまでの議論の経過及び現時点で整理したとりまとめの内容を中間報告するものである。

### 2. 検討の背景

昨年8月に大潟村村議会議員選挙が行われたが、2回連続で無投票となった。大潟村の人口減少が加速度的に進み、また議会や村政への関心の低下や議員の成り手不足などの課題も感じる中、議会のあり方が問われており、これからも村民の信任を得られる議会となるための改革に向けた調査を行うため、議長を除く11名の議員による議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数および報酬、また議会活動全般に関して多角的な観点から検討を進めている（議長はオブザーバーとして出席）。

### 3. これまでの特別委員会の開催概要

特別委員会はこれまで13回開催した。

特別委員会において検討すべき事項について整理をした上で、まずは議員定数及び報酬を中心に議論を行った。

議会改革調査特別委員会の開催状況

第1回	令和6年 28日	検討事項について スケジュールについて	第9回	3月27日	議員定数について その他議会改革について
第2回	12月10日	検討事項について	第10回	6月5日	中間報告書案について スケジュールについて 周知方法等について
第3回	令和7年 7日	村議会の現状について 議員定数について	第11回	6月17日	中間報告書(素案)について 今後のスケジュールについて
第4回	1月17日	議員定数について	第12回	7月1日	中間報告書(最終案)について 今後の議会改革特別委員会に 関して(その他の改革)の進め方
第5回	2月4日	議員定数について	第13回	7月10日	中間報告書等最終確認 村民座談会について
第6回	2月17日	議員報酬について			
第7回	3月4日	議員報酬について			
第8回	3月21日	議員定数・議員報酬について 中間報告・意見公募について その他議会改革について			

#### **4. 中間報告に関して**

議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数および報酬、また議会活動全般に関して多角的な観点から検討を進めている中で、「議員定数」及び「議員報酬」について、これまでの議論の経過及び現時点でのとりまとめた内容についての整理を行い、村民の意見を聞き議会改革に反映させるため中間報告を行う。

## 5. これまでの検討内容

### A. 議員定数について

2回連続無投票となり、将来の成り手不足への不安が生じている。また、選挙が行われないことによる村民の議会活動への関心の低下も起こっているとの意見がある。

しかし、議員定数を削減した場合、住民の意見が反映されにくくなる、議会内の多様性が損なわれる、議会の監視機能が低下するなどの懸念もあり、議会力の低下を防ぐことは議員定数の検討を行う上で重要である。

一方で、人口が減少している中においては適正な定数を検討することが必須であり、また定員割れといった問題が生じる懸念、選挙が行われることでの議会への関心の高まりや議会・議員の質の向上といった効果も見込めることから、全国や周辺自治体の情報なども参考にしながら検討を行った。

#### (1) 現状

- 定数：12人

- 人口：2,937人 / 有権者数：2,543人（令和7年6月1日現在）

#### (2) 議論の際に参考とした資料など

##### ① 大湊村議会議員定数の推移

議員定数 推移	年月	S51.9～	H8.9～	H16.9～
	定数	16人	14人	12人

##### ② 常任委員会構成

●大湊村議会の常任委員会構成	
総務福祉教育委員会	(定数6人)
生活産業委員会	(定数6人)

常任委員会は、各所管の事務（課）ごとの議案などについて審査を行う場であり、定数を削減した場合には本会議はもちろん、各委員会の委員数が減ることで議論が深まらない可能性も考えられる。

一方、大湊村では12人の議員がそれぞれいずれかの委員会に属しているが、一部の地方議会では、1委員会のみとしたり、委員が複数の委員会に所属にしたりすることで、委員会の委員数を確保している議会も存在している。

# 全国の町村議会における常任委員会の設置状況

表14 常任委員会の設置

(単位:団体)

町村数	常任委員会			
	設置	未設置	平均設置数 (委員会)	1委員会 平均定数(人)
926 100.0%	916 98.9%	10 1.1%	2.4	6.4

常任委員会 設置町村数	設置数別内訳				
	5委員会	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会
916 100.0%	4 0.4%	49 5.3%	302 33.0%	513 56.0%	48 5.2%

表15 常任委員の複数所属制の採用

(単位:団体)

常任委員会 設置町村数	複数所属制の採用		
	町村数	平均設置数 (委員会)	1委員会 平均定数 (人)
916 100.0%	395 43.1%	2.9	6.9

出典:第68回町村議会実態調査(令和5年3月)

## ③ 全国の自治体の比較

全国の人口 3,500 人以下の町村の人数を見ると一番多い 12 名の議員定数は大潟村のみであり、3,001 人~3,500 人の町村における議員定数の平均は 9.44 人である。

# 町村議会の定数

第68回町村議会実態調査(全国町村議長会/令和5年)

		定数																		
人口	町村数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
全町村	926	2	12	16	102	39	189	34	204	54	146	20	81	1	21	4	1			
3001-3500人	32	0	0	1	7	4	18	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
2501-3000人	40	0	0	0	13	6	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2001-2500人	31	0	0	2	10	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※数値は令和4年7月1日時点(大潟村人口:3,046人)

人口	全町村		3001-3500人		2501-3000人		2001-2500人	
	町村数	平均	町村数	平均	町村数	平均	町村数	平均
	926	11.78人	32	9.44人	40	9.20人	31	8.84人

(参考)

大潟村 人口推計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	3,011	2,794	2,555	2,327	2,128	1,944	1,772

出典:国立社会保障・人口問題研究所:地域別将来推計人口(R5)

#### ④ 県内町村の定数・人口一覧

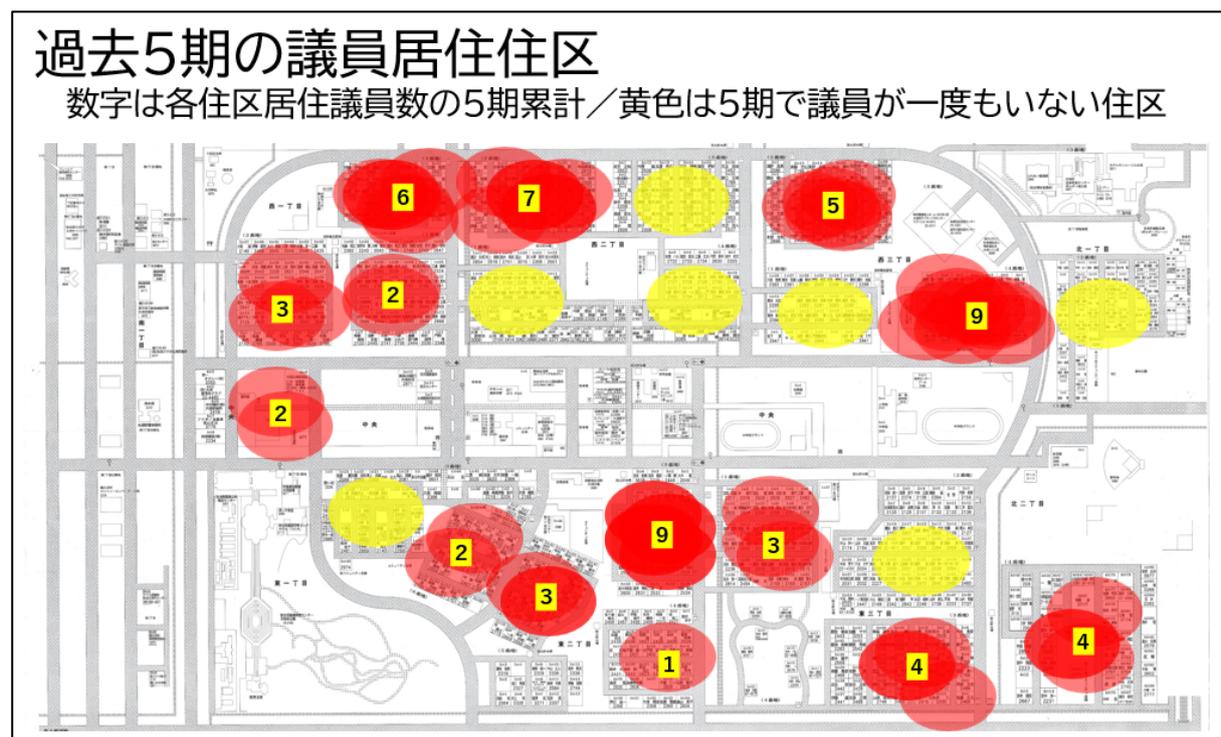
県内各自治体の議員定数は以下の通りである（人口順）。

町村	議員定数	人口
上小阿仁村	8人	1,914人
東成瀬村	10人	2,375人
藤里町	10人	2,778人
大潟村	12人	2,969人
井川町	11人	4,226人
小坂町	10人	4,504人
八郎潟町	12人	5,198人
八峰町	12人	6,174人
五城目町	14人	7,924人
羽後町	12人	13,181人
三種町	15人	14,357人
美郷町	16人	17,574人

※定数・人口はR6年7月1日時点

#### ⑤ 過去5期の議員居住住区

他の自治体では議員は各集落からの代表であり定数も集落の数なども参考にしているとの意見もあり、大潟村においても議員の住区代表である可能性も考慮し、過去5期の議員の居住住区の資料を作成し各住区の代表となっているかの参考資料とした。しかしながら、大潟村は集落が分散しておらず住区ごとに議員が平均して居住している傾向もみられない。



## ⑥ 予算に占める議会費の割合

コスト面から定数を検討する上で、全国町村議長会の調査結果を参考にした。

当初予算に対する議会費の割合は平均で 1.0% になっており、人口別に比較すると人口が少ない自治体では議会費の占める割合が増える傾向にある。

人口 5 千人未満の自治体の平均は 1.27% となっているが、大潟村では 1.44% と 5 千人未満の自治体の全国平均と比較しても議会費の占める割合が大きい。

### 13 議会費（令和 5 年度当初予算）（表 26）

(1) 令和 5 年度当初予算額の 1 町村あたり議会費の全国平均は、79,044 千円、一般会計歳入総額 7,528,401 千円に占める割合は 1.0% である。

表 26 議会費（令和 5 年度当初予算）

（単位：千円）

費目	全国平均	人口段階区別平均				
		A	B	C	D	E
議会費合計	79,044	52,647	73,642	87,298	101,142	119,521
一般会計歳入合計	7,528,401	4,138,423	6,770,648	8,613,474	10,432,311	12,755,091
		5千人未満	5千-1万	1万-1.5万	1.5万-2万	2万以上
		1.27%	1.08%	1.01%	0.96%	0.93%

大潟村：一般会計歳入合計 4,573,000千円（R6当初予算）

大潟村：議会費R6 66,026千円→議会費の割合 1.44%

出典：町村議会実態調査（令和 5 年 7 月 1 日）を元に独自に作成  
（大潟村の予算額は令和 6 年度を使用している）

### (3) 議論の概要

- ✓ 各年代の男女が議員に入っているかたちが良い。
- ✓ 多様な意見を反映させるためにも多い方がいい。
- ✓ 人口比だけの議論では多様性を損なうのではないか。
- ✓ 多様性については、各議員が（多様な世代の村民の意見を聞き）各世代の想いを持って審議に臨めば良い。
- ✓ 年代別分布を理想とするにしても、果たしてそれが実現できるのか。
- ✓ 定数が 20 名の北海道音更町議会も 50～60 代の議員が多く男女比も平等ではない。
- ✓ 議会として議論が成り立つ前提での最小コストを考えるべき。人口規模別の平均を見ると他の議会では 10 人以下で成り立っている。
- ✓ 10～15 年先の村の人口減少を踏まえると、2,000 人程度の人口規模の平均値である 8 名が望ましいのではないか。
- ✓ 定数減らしたところで成り手がいないのであれば意味がない。成り手を増やす方法をやるのが大事ではないか。
- ✓ 平均を上回る定数とするなら、その理由を明確に説明できなければならない。

- ✓ そもそもは選挙にならないというところから話し合いが始まっている。村民からの付託があつての議員という意識が大事。
- ✓ 2期連続選挙にならなかったのだから10名。
- ✓ 現状の12名を起点にするのではなく、同規模自治体の平均など客観的な数字で考えるべき。
- ✓ 人口平均で見ると10人か8人。常任委員会は2つであるべきなので10人が妥当。
- ✓ 充実した議論ができるかどうか重要。
- ✓ 「定数を8とした場合」を想定してメリットとデメリットの検討を行った際には、以下のような意見が出た。
  - 委員長や組合議会、監査などの兼任が増えてしまう。
  - 議員一人あたりの負担が増え、それによって潜在的な担い手を失う可能性がある。
  - 定数減らすことで、逆に立候補しないという人が出てくる可能性がある。
  - 1常任委員会の人数が4人では議論が成り立たず、常任委員会の活動が停滞する。
    - ⇒ 現在の2つの常任委員会を1委員会にする方法もあり、1委員会にすると全議員がすべての案件に関わって村全体を知ることができる。
    - ⇒ 1常任委員会は議論にはなるが、すべての案件を取り扱うため日程が長引いてしまう。当局にも負担がかかる。
  - 村政のチェック機能が劣る。
  - 選挙になる。
  - 経費が減る。

#### (4) 中間とりまとめ

##### ① 委員会中間集約 ※委員長、議長を除く10名

- 定数12名（現状維持）が望ましい 5名
- 定数10名が望ましい 5名

##### ② 集約時の各委員（議員）の意見 ※各意見ごとに議席番号順

###### ●定数12名（現状維持）が望ましい

- ✓ 人口減少は進んでいるが、様々な層の人からの意見を村づくりに反映させるには人数が必要。無投票だからという理由で減らしても、無投票が解消されるかはわからない。減らさない方がいいという周辺自治体議員の話も聞こえてくる。（菅原アキ子）
- ✓ 若い人や女性に関心を持ってもらって選挙になってほしい。報酬が現状維持であれば、定数も現状維持として、広く出馬してもらいたい。（川渕文雄）

- ✓ 村民と議会との間に距離があることが成り手不足の一因。これを解消しないまま定数を減らしても、また同じことになる。減らすことは議会力の低下につながるため、現状維持で。（齋藤牧人）
- ✓ 議員は村民の代表。定数を減らすと、議会の機能を弱体化させてしまう。また、人数を減らしたところで、選挙になるかどうかわからない。現状で安定した議会運営ができています。（松雪照美）
- ✓ 多様な意見が村づくりにとって重要。成り手がいないのは議会活動が足りなかったということ。男性も含め、若い議員が出産や育児で休んだときに、最初から定数が少ないとカバーできなくなる。とにかく成り手を増やす活動をやるべき。人口の半分は女性であり、決定の場に半分女性がいた方がよい。（三村敏子）

#### ●定数 10 名が望ましい

- ✓ 村において人材が不足してくる中で、少ない人数でもできるよう効率化するところはしっかり行い、定数を減とすべき。（松本正明）
- ✓ 議会活動において改善の余地はあるとはいえ、次も無投票となったときの村民からのプレッシャーを懸念する。また、村はコンパクトシティであり、議員が多くなければいけないような特徴がない。減らしたとしても2つの常任委員会を維持するための定数とすべき。（松橋拓郎）
- ✓ 連続無投票は、有権者の選ぶ権利も奪われたということ。この環境は変える必要がある。議会を知ってもらおう努力は続ける必要あるが、議会を知るイコール立候補ではない。一般の人にとって選挙そのものがハードルであり、これはこの先も変わらない。人口減という現状も踏まえ、定数を減らさざるを得ない。（菅原史夫）
- ✓ 全国の人口比に対する議員数を見ると、3千人程度の自治体で8~10が多い中、村が12名というのは説得力に欠ける。村民からも減らしてはという声が多くあった。現状維持のまま次回選挙で欠員が出てしまうリスクもある。（大井圭吾）
- ✓ とにかく選挙がなかったことがこの話し合いの始まり。これまでの議論を踏まえると10名が妥当。8名は、新人にとってハードルが高くなる。（工藤勝）

## B. 議員報酬について

2回連続無投票となり成り手不足への不安が生じていること、また物価などが上昇している中で議員の成り手不足と適正な報酬について検討を行った。

一方で、人口減少が進む中で将来的な財政面での負担なども考慮する必要があり、総合的に検討を行った。

### (1) 現行報酬

月額報酬	議長	255,000円
	副議長	212,000円
	議員	199,000円

### (2) 議論の際に参考とした資料など

#### ① 大潟村議会議員報酬の推移（月額）

	議員報酬	議長報酬	副議長報酬	備考
S51年	65,000円	74,000円	68,000円	議員定数16
↷	概ね2年ごとに1~2万円ずつ報酬アップ			
H10年	235,000円	280,000円	250,000円	議員定数14
H15年	222,000円	264,000円	236,000円	
H17年	199,000円	237,000円	212,000円	議員定数12
H28年	199,000円	255,000円	212,000円	議長報酬のみ改定／現行額

#### ② 全国平均

全国の同一人口規模の町村議会の報酬の平均は以下の通りであった。

### 全国平均(同一規模自治体)

人口2,501~3,500(69自治体) **平均188,325円**

出典:第69回町村議会実態調査(令和5年7月1日時点)

### ③ 県内町村の報酬額

県内町村議会の報酬およびその平均額は以下の通りである。

	人口	議長	副議長	議員
小坂町	4,626	253,000	229,000	222,000
上小阿仁村	1,981	252,000	225,000	214,000
藤里町	2,857	279,000	242,000	233,000
三種町	14,794	288,000	255,000	241,000
八峰町	6,384	276,000	242,000	233,000
五城目町	8,238	280,000	245,000	235,000
八郎潟町	5,321	210,000	194,000	186,000
井川町	4,339	252,000	225,000	212,000
大潟村	3,007	255,000	212,000	199,000
美郷町	17,991	288,000	264,000	255,000
羽後町	13,513	288,000	267,000	253,000
東成瀬村	2,404	255,000	221,000	211,000

県内町村との比較  
県内12町村(大潟村含む)  
**平均224,500円**

出典:第69回町村議会実態調査  
(令和5年7月1日時点)

### ④ 原価方式による報酬額

原価方式とは、全国町村議長会が一例として示す報酬算出方式であり、首長（村長）の報酬を基準に、首長の活動日数に対する議員の活動日数の比率から適正と考えられる報酬を算出する計算方法である。

本来は各自治体の首長および各議員の活動日数を出した上で計算を行うが、今回元となる活動日数は、全国で検討を行った議会の平均日数とした。

全国町村議長会による原価方式	
・ 全国議長会とによる平均値と村長の報酬から	
・ 首長の職務遂行日数（平均）	305日
・ 町村議会議員の職務遂行日数（平均）	107日(*)
	(*)原価方式を採用した31団体の平均
・ 大潟村長の報酬	620,000円
<b>620,000円÷305日×107日=217,508円</b>	

### ⑤ 職員給与との比較

前回議員報酬の改定を行った平成17年時点と現在の村職員の給与との比較を行った。

職員給与に関しては、同じ号給で比較した場合には平成17年と比較して-1.9%となっており、それを議員報酬に当てはめると下記の通りとなる。

## 村職員給与との比較

前回の一般議員報酬の改定:平成17年 199,000円

### 職員給与の推移

一般職員	H17	R6	増減率
平均給料	319,200	288,778	-9.5%
平均年齢	44歳	40歳	
42歳一般職員	H17	R6	増減率
4-14 (5-12)	327,500	321,400	-1.9%

※H17時点対応号級は5-12

### 42歳一般職員の基本給の推移を元に計算

199,000円の-1.9%=**195,219円**

※ 平均給与は平均年齢による差があるため、俸給表の基本給で比較を行った

## ⑥ 各資料まとめ

### 報酬検討(まとめ)

- 現在の報酬 199,000円
- 全国同規模平均 188,325円 (人口2,501~3,500人/69町村)
- 県内全町村平均 224,500円 (全12町村)
- 原価方式 217,508円
- 村職員給与比較 195,219円

※ 現状の原価方式の計算は全国31自治体の平均。原価方式の採用する場合は活動日数の精査が必要

### (3) 議論の概要

- ✓ 定数を増やして報酬を下げるのも一つの方向ではないか。
- ✓ 生活給までいかななくても、ある程度魅力を感じる額であっていい。
- ✓ 全国議長会が示した、活動日数をベースに原価方式ではどうか。ある程度の根拠があった方が村民の納得が得られる。
- ✓ 原価方式で(活動時間を)算出することにより、議員の働きを村民に示すことができる。

- ✓ 職員給与との比較を見ると、職員給与が下がっているのに議員報酬が上がるのは納得いかない人もいるかと思う。
- ✓ 報酬を据え置いて、定数下がれば議会費が下がる。
- ✓ 低い報酬ではボランティア的な活動になってしまう。
- ✓ 村民に対してきちんとした根拠を示せるのなら上げることも容認される。
- ✓ 仕事をやめて議員に専念する人は、ある程度の報酬がないとやりづらい。
- ✓ 多大な報酬とすることで財政に影響するのは問題がある。かといって1万2万あげたところで、成り手不足解消になるかは疑問。報酬は現状のままで良いと思う。
- ✓ 各データを見ても、今の金額が特に低いということではないと思う。今のままで良い。
- ✓ 隣町は県内最低額だが、新人5人が出馬した。報酬の多い少ないが、成り手不足に影響しているわけではないと感じる。
- ✓ 上げるなら、定数減を前提として現在の報酬総額を超えない範囲とすべき。
- ✓ 定数削減するのであれば少しは報酬を増やしてもいい。
- ✓ 少ない報酬では兼業になってしまい、成り手不足が進む懸念もある。
- ✓ 他の仕事との「兼業」とするか、議員報酬だけの「専業」を目指すのかによって報酬額は変わってくると思う。
- ✓ (小規模自治体の財政を考えると) 報酬は「兼業」を前提にするしかない。報酬ではなく夜間休日議会などサラリーマンでも関わられるような議会のやり方を考えるべき。
- ✓ 65歳以下は28.6万円、66歳以上は11万とするなど、若い人に手厚くできる年齢別報酬を提案する。
- ✓ 若い世代のために育児手当などの支給でバックアップしても良いのかと思う。厚生年金も必要かと思う。
- ✓ 議員は村民の代表として多岐にわたる課題に取り組んでいる。年齢による差はない方がいい。
- ✓ いろいろな年齢層がいてこそ議会活動は活発になる。年齢別報酬や若い人だけの手当はいかがなものか。
- ✓ 報酬は現状維持しかないかと思っている。小さい自治体であり財政的に上げるのにも限界がある。
- ✓ 議長は、多くの会合に出ている。議長の報酬を1万円くらい上げたらいいと思う。
- ✓ 定数削減をすれば委員長の負担がさらに大きくなる。委員長の手当があつていいと思う。
- ✓ 正副議長は、数年前に見直したのでこのままでよい。
- ✓ 委員長報酬は、委員会により負担の大きさが異なり、今後の委員会の組み替えなどがあれば変動してくる。現状のままでいいと思う。

#### (4) 中間とりまとめ

##### ① 委員会中間集約 ※委員長、議長を除く 10 名

●議長・副議長・議員報酬ともに現状維持が望ましい 9名

●議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げる 1名

(議長 275,000 円、副議長 222,000 円、議員 196,000 円)

※議長 + 2 万円、副議長 + 1 万円、議員 - 3 千円

##### ② 集約時の意見

●議長・副議長・議員報酬ともに現状維持が望ましい

- ✓ 「成り手不足の解消のために報酬をどうすべきか」という観点からの議論を行ったが、他自治体との比較や原価方式などによる報酬の検討、また自治体予算全体を考えた場合、大幅な増額は難しく、報酬の増額による成り手不足を解消は現実的ではない。そのため、報酬以外の方法で成り手不足解消を目指すべきとの意見が多く出され、現状維持が望ましい、との意見が多数を占めた。

●議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げる

- 議長・副議長の出務日数が多いため、議長・副議長を含む全議員の報酬の総額を変えない範囲で、議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げるべき。

## 6. 今後の進め方について

### (1) 定数・報酬

本中間とりまとめを公表した上で、村民からの意見公募、意見交換を行い、再度委員会内にて検討を行う

#### ① パブリックコメント（意見公募）

- I. 実施期間 令和7年7月28日（金）～8月7日（木）
- II. 実施方法 7月発行の議会だよりにて実施する旨を告知したうえで、村議会ホームページに掲載しメールフォームおよび議会棟内の受付箱などで意見を受け付ける。  
なお、提出者が大潟村内在住者で、氏名・住所・連絡先が明記されたものを意見として取扱う。

#### ② 説明会・村民との座談会

- I. 実施日時 7月27日（日）13時30分～  
7月29日（火）13時30分～／19時～ 計3回開催
- II. 会場 大潟村村民センター
- III. 内容 本中間とりまとめの説明を行った上で、質疑や意見交換を行う。  
なお、会場内での意見もパブリックコメント同様に今後の委員会での検討の際の参考とする。（申し込み不要）

### (2) その他の議会改革（議会広報広聴、議会活動全般）

引き続き委員会内にて検討を行うとともに、定数・報酬への村民からの意見公募、意見交換の場においても村民からの意見を聞き、今後の検討に反映させる。

### (3) 最終とりまとめに向けたスケジュール

村民の意見を聞いたうえで再度委員会内において検討を行い、定数・報酬に関しては遅くとも次回改選時期の1年前までには結論を出す。

その後、改定を行う場合には条例改正などの手続きを速やかに行う。